

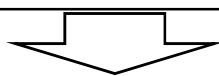
子猫の一時飼養ボランティアとして登録するには？

ボランティアの資格要件

- ①千葉県内に在住していること。
- ②集合住宅又は賃貸の場合、猫の飼養が規約等で認められていること。
- ③子猫を一時飼養することについて、同居家族全員の同意が得られていること。
- ④すでに猫を飼養している場合、先住猫と隔離できるスペースがあり、かつ、先住猫について、受入前1年以内に3種以上の混合ワクチンを接種していること。
- ⑤子猫を一時飼養するにあたり、衛生的な飼養環境と必要資材を確保できること。
- ⑥子猫を一時飼養する間、頻繁な世話が可能であること。
- ⑦センターが実施する「子猫の一時飼養ボランティア講習会」を受講していること。
- ⑧その他、子猫を一時飼養することが不適切であるとセンターが判断する者でないこと。

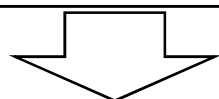
1 子猫の一時飼養ボランティア講習会を受講する。

- (1) 講習会開催日時
随時（動物愛護センターにお問い合わせください。）
- (2) 場所
動物愛護センター（東葛飾支所含む。以下「センター」）
- (3) 内容
活動の流れ、子猫の管理の方法等



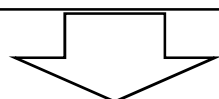
2 ボランティアの登録申請をする。

センター窓口にボランティア登録申請書を提出する。



3 現地調査

センター職員が子猫の飼養場所について現地調査を実施する。



4 登録証の交付

センターからボランティア登録証が交付されます。

お問い合わせ先

動物愛護センター（本所）

富里市御料709-1 （電話）0476-93-5711

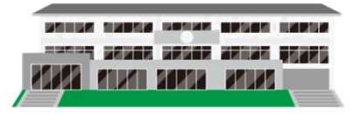
動物愛護センター（東葛飾支所）

柏市高柳1018-6 （電話）04-7191-0050

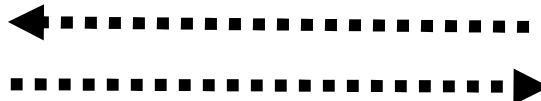
子猫の一時飼養の流れ



動物愛護センター



一時保護をお願いします。



いいよ！



センター職員



(受け入れ準備)

子猫を入れる段ボール
子猫用の哺乳瓶
子猫用のミルク 等



子猫を迎えに。

(子猫の受け渡し)



成長の状況についても記録をお願いします。

(具体的に実施すること)

頻繁な授乳 (離乳食)
排泄補助
社会化のためのふれあい
成長の状況を記録 等



子猫を自宅に。



成長した子猫と成長記録
(実施報告書)を動物
愛護センターに届けます。



ありがと
ニヤン!

